

かごしまPRサポーター「さくらじまん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、かごしまPRサポーター「さくらじまん」(以下、「さくらじまん」という。)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出等)

第2条 さくらじまんを使用する者(以下、「使用者」という。)は、あらかじめ、鹿児島県PR観光課長(以下、「管理者」という。)に使用の届出を行わなければならない。
なお、使用できるものは以下のものとする。

- (1) さくらじまんのキャラクターデザイン
- (2) さくらじまんの着ぐるみ

2 前項第2号の使用に係る必要な要領については、別途定めるものとする。

(使用者)

第3条 前条で規定する使用者は、以下のとおりとする。

- (1) 鹿児島県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 鹿児島県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) その他、管理者が適当と認めた機関・団体が使用するとき。

(使用の承認)

第4条 前条に定める使用者がさくらじまんを使用する場合は、使用者は、あらかじめ、「さくらじまん」使用届出書(様式第1号)に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項による使用届出書があった場合に、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合と認めたときは、さくらじまんの使用を認めるものとする。

- (1) 出版物、資料、ポスター、パンフレット及び無償で配布される記念品類の物品等で、本県のイメージアップに寄与すると認められるものに使用するとき。
- (2) 本県のイメージアップに寄与すると認められるイベント等に、さくらじまんの着ぐるみを使用するとき。
- (3) その他、鹿児島県のイメージアップに寄与すると認められるとき。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、さくらじまんの使用を認めないものとする。

- (1) 鹿児島県のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 鹿児島県の正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 個々の商品の販売促進や品質保証を目的とする場合に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (6) 使用者がさくらじまんを使用するにあたり、管理者に負担が生じる時。
- (7) そのほか、管理者がさくらじまんの使用について不適当と認めたとき。

4 管理者は、キャラクターデザインの使用を承認するにあたって、必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、使用しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、デザインガイドマニュアルに定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。
- (5) 成果物には、「かごしまPRサポーターさくらじまん」との表記を付すること。
- (6) 成果物がある場合には、速やかに完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、その写真をもって代えることができる。

(使用の変更)

第7条 使用の承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、「さくらじまん」使用変更届出書(様式第2号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(違反等に対する取扱)

第8条 管理者は、さくらじまんの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、その使用の差し止めの請求、または必要な指示等(以下、「請求等」という。)を行う。この場合、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

(管理者の責任)

第9条 さくらじんの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、さくらじまんの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。